

新（改正案）※改正部分					旧（現行）				
目次から 1 ページ（1 はじめに）について記載省略					目次から 1 ページ（1 はじめに）について記載省略				
2ページから					2ページから				
A 入院前にケアマネージャー（居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター）が決まっている場合					A 入院前にケアマネージャー（居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター）が決まっている場合				
（注）下線の項目は特別な理由がない限り行う、大切な役割を表記しています。それ以外の項目は関係者間で相談し、必要に応じて行ってください。					（注）下線の項目は特別な理由がない限り行う、大切な役割を表記しています。それ以外の項目は関係者間で相談し、必要に応じて行ってください。				
時系列	病院・有床診療所の役割	ケアマネージャー等の役割	かかりつけ医・歯科 薬局の役割	本人・家族の役割	時系列	病院・有床診療所の役割	ケアマネージャー等の役割	かかりつけ薬局・ 歯科の役割	本人・家族の役割
在宅時		・日頃から本人・家族に入院時に「入院時あんしんセット」の持参及び電話連絡を依頼 ・居宅サービス事業所に入院した事実を把握した場合は連絡を依頼	・本人・家族にお薬手帳と内服薬を一緒に保管することを説明(薬局) ・定期通院、訪問診療、健康指導等(かかりつけ医・歯科)	・「(注) 入院時あんしんセット」を準備 ・キーパーソン(主に本人に関わってくれる家族)を決定 (注) ・ケアマネの名刺 ・健康（介護）保険証 ・診察券 ・お薬手帳	在宅時		・日頃から本人・家族に入院時に「入院時あんしんセット」の持参及び電話連絡を依頼 ・居宅サービス事業所に入院した事実を把握した場合は連絡を依頼	・本人・家族にお薬手帳と内服薬を一緒に保管することを説明	・「(注) 入院時あんしんセット」を準備 ・キーパーソン(主に本人に関わってくれる家族)を決定 (注) ・ケアマネの名刺 ・健康（介護）保険証 ・診察券 ・お薬手帳
		・概ね3日以内に「入院時あんしんセット」等により介護保険の認定状況、ケアマネの有無を確認。不明の場合は家族に市町村（保険者）に確認するよう依頼 ・かかりつけ医・薬局・歯科の有無を確認 ・概ね3日以内にケアマネに連絡（家族へ依頼も可） *連絡が困難な患者の場合は病院担当者から電話連絡	・居宅サービス事業所はケアマネに入院の電話連絡 ・ケアマネ及び訪問看護（利用がある場合）は連絡を受けてから概ね3日以内に利用者情報提供書(別紙1）等を郵送又は電話連絡の上持参 *FAXの場合は個人情報保護に留意	・在宅時の服薬等の情報提供(薬局) ・入院先の歯科口腔外科、該当診療科に必要なに応じて引継(かかりつけ医・歯科)			・概ね3日以内に「入院時あんしんセット」等により介護保険の認定状況、ケアマネの有無を確認。不明の場合は家族に市町村（保険者）に確認するよう依頼 ・かかりつけ医・薬局・歯科の有無を確認 ・概ね3日以内にケアマネに連絡（家族へ依頼も可） *連絡が困難な患者の場合は病院担当者から電話連絡	・居宅サービス事業所はケアマネに入院の電話連絡 ・ケアマネ及び訪問看護（利用がある場合）は連絡を受けてから概ね3日以内に利用者情報提供書(別紙1）等を郵送又は電話連絡の上持参 *FAXの場合は個人情報保護に留意	・ケアマネ、居宅サービス事業所、主治医、かかりつけ歯科医に連絡
入院時 （検査入院、短期入院は除く）					入院時 （検査入院、短期入院は除く）				
入院中	・ケアマネに入院中の様子を情報提供 ・外泊の場合はケアマネに電話連絡	・病院を訪問し、患者・家族等と面接	・訪問歯科診療	・退院後の生活意向を家族内で意思統一 ・外泊の場合はケアマネに連絡	入院中	・ケアマネに入院中の様子を情報提供 ・外泊の場合はケアマネに電話連絡	・病院を訪問し、患者・家族等と面接	・訪問歯科診療	・退院後の生活意向を家族内で意思統一 ・外泊の場合はケアマネに連絡

	退院見込	・退院見込日が決まり次第 (できれば1週間前までに)ケアマネに電話連絡 ＊後日、退院見込日に変更がある場合はすみやかに電話連絡	・居宅サービス事業所に退院見込日等の情報を電話連絡		・ケアマネに連絡		退院見込	・退院見込日が決まり次第 (できれば1週間前までに)ケアマネに電話連絡 ＊後日、退院見込日に変更がある場合はすみやかに電話連絡	・居宅サービス事業所に退院見込日等の情報を電話連絡		・ケアマネに連絡
	退院調整	・入院前と状況の変化(新たなサービス利用等)がある場合は退院調整会議開催 (退院予定日、福祉用具や住宅改修・義歯等の調整・服薬管理・医療系サービスの必要性の検討等) ・必要に応じて、かかりつけ医・歯科・薬局に対して会議への参加を依頼 ・ケアプラン原案を作成し、退院後の支援方針を決定 野線削除					退院調整	・入院前と状況の変化(新たなサービス利用等)がある場合は退院調整会議開催(退院予定日、福祉用具や住宅改修・義歯等の調整・服薬管理・医療系サービスの必要性の検討等) ・必要に応じて、かかりつけ医・歯科・薬局に対して会議への参加を依頼 ・ケアプラン原案を作成し、退院後の支援方針を決定			
	退院時	・看護情報提供書(別紙2)等をケアマネに提供(患者・家族へ依頼も可) ・医療系サービス指示書を居宅サービス事業所に提供	・次回受診日等を確認	・配薬カレンダーの提案や内服のアドバイス(薬局)	・看護情報提供書等をケアマネに提供		退院時	・看護情報提供書(別紙2)等をケアマネに提供(患者・家族へ依頼も可) ・医療系サービス指示書を居宅サービス事業所に提供	・次回受診日等を確認	・配薬カレンダーの提案や内服のアドバイス	・看護情報提供書等をケアマネに提供
	(転院時)	・ケアマネに連絡(家族へ依頼も可) ・転院先に(別紙2)等により情報提供			・ケアマネに連絡		(転院時)	・ケアマネに連絡(家族へ依頼も可) ・転院先に(別紙2)等により情報提供			・ケアマネに連絡
	退院後	(継続受診者の場合) ・状態の変化や受診中断等があった場合は、ケアマネに情報提供	・ケアプランを患者・家族、居宅サービス事業所、病院、歯科、薬局等に提供 ・退院後の生活状況を病院・歯科・薬局等へ情報提供	・薬局は内服の状況を確認し、問題があればケアマネに連絡 ・定期通院、訪問診療、口腔ケア、健康指導等(かかりつけ医・歯科) ＜かかりつけ歯科ない場合＞ ・歯科医師会が窓口となり、歯科医を紹介			退院後	・継続受診者で状態の変化や受診中断等があった場合は、ケアマネに情報提供	・ケアプランを患者・家族、居宅サービス事業所、病院、歯科、薬局等に提供 ・退院後の生活状況を病院・歯科・薬局等へ情報提供	・薬局は内服の状況を確認し、問題があればケアマネに連絡 ＜かかりつけ歯科あり＞ ・家族又はケアマネからの依頼により口腔ケア実施 ＜かかりつけ歯科なし＞ ・歯科医師会が窓口となり、歯科医を紹介	

	退院見込	・退院見込日が決まり次第 (できれば1週間前までに)ケアマネに電話連絡 ＊後日、退院見込日に変更がある場合はすみやかに電話連絡	・居宅サービス事業所に退院見込日等の情報を電話連絡		・ケアマネに連絡		退院見込	・退院見込日が決まり次第 (できれば1週間前までに)ケアマネに電話連絡 ＊後日、退院見込日に変更がある場合はすみやかに電話連絡	・居宅サービス事業所に退院見込日等の情報を電話連絡		・ケアマネに連絡
	退院調整	・入院前と状況の変化(新たなサービス利用等)がある場合は退院調整会議開催(退院予定日、福祉用具や住宅改修・義歯等の調整・服薬管理・医療系サービスの必要性の検討等) ・必要に応じて、かかりつけ医・歯科・薬局に対して会議への参加を依頼 ・ケアプラン原案を作成し、退院後の支援方針を決定					退院調整	・入院前と状況の変化(新たなサービス利用等)がある場合は退院調整会議開催(退院予定日、福祉用具や住宅改修・義歯等の調整・服薬管理・医療系サービスの必要性の検討等) ・必要に応じて、かかりつけ医・歯科・薬局に対して会議への参加を依頼 ・ケアプラン原案を作成し、退院後の支援方針を決定			
	退院時	・看護情報提供書(別紙2)等をケアマネに提供(患者・家族へ依頼も可) ・医療系サービス指示書を居宅サービス事業所に提供	・次回受診日等を確認	・配薬カレンダーの提案や内服のアドバイス	・看護情報提供書等をケアマネに提供		退院時	・看護情報提供書(別紙2)等をケアマネに提供(患者・家族へ依頼も可) ・医療系サービス指示書を居宅サービス事業所に提供	・次回受診日等を確認	・配薬カレンダーの提案や内服のアドバイス	・看護情報提供書等をケアマネに提供
	(転院時)	・ケアマネに連絡(家族へ依頼も可) ・転院先に(別紙2)等により情報提供			・ケアマネに連絡		(転院時)	・ケアマネに連絡(家族へ依頼も可) ・転院先に(別紙2)等により情報提供			・ケアマネに連絡
	退院後	・継続受診者で状態の変化や受診中断等があった場合は、ケアマネに情報提供	・ケアプランを患者・家族、居宅サービス事業所、病院、歯科、薬局等に提供 ・退院後の生活状況を病院・歯科・薬局等へ情報提供	・薬局は内服の状況を確認し、問題があればケアマネに連絡 ・定期通院、訪問診療、口腔ケア、健康指導等(かかりつけ医・歯科) ＜かかりつけ歯科ない場合＞ ・歯科医師会が窓口となり、歯科医を紹介			退院後	・継続受診者で状態の変化や受診中断等があった場合は、ケアマネに情報提供	・ケアプランを患者・家族、居宅サービス事業所、病院、歯科、薬局等に提供 ・退院後の生活状況を病院・歯科・薬局等へ情報提供	・薬局は内服の状況を確認し、問題があればケアマネに連絡 ＜かかりつけ歯科あり＞ ・家族又はケアマネからの依頼により口腔ケア実施 ＜かかりつけ歯科なし＞ ・歯科医師会が窓口となり、歯科医を紹介	

B 入院前にケアマネージャー（居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター）が決まっていない場合

時系列	病院・有床診療所の役割	ケアマネージャー等の役割	かかりつけ 医 ・歯科 薬局の役割	本人・家族の役割
入院時 （検査 入院、 短期入 院は除 く）	・概ね3日以内に、患者・ 家族への聞き取りや介護 保険証等により、ケアマ ネの有無を確認。不明の 場合は家族に市町村（保 険者）に確認するよう依 頼		・在宅時の服薬等の情報 提供 （薬局） ・入院先の歯科口腔外 科、 該当診療科に必要な 応じて引継（かかりつけ 医・歯科）	・キーパーソン（主に本人 に関わってくれる家族）を 決定
入院 ↓ 退院 見込	・退院調整が必要な患者 の目安 <u>（別添）に該当するか確認</u> ・患者・家族に介護保険制 度について説明 ・保険者と相談し、本人・家 族によるケアマネの選定と 要介護認定申請を支援 ・患者・家族の了解を得 て、 <u>下記に電話連絡</u> （別添） <u>アに該当→居宅介護支 援事業所へ</u> <u>イに該当→地域包括支 援センターへ</u> ・理学療法士等が家屋調 査実施	・病院を訪問し、患者・家族と面接 ・病院担当者と連携し、介護保険制 度の説明及び要介護認定申請の支 援 ・医療依存度の高い患者の場合は訪 問看護等の医療系サービスの利用 を検討 ・家屋調査に同行	・訪問診療 ・訪問歯科診療	・退院後の生活意向を家 族内で意思統一 ・担当ケアマネ決定 ・要介護認定申請 （かかりつけ医等がない 場合） ・在宅時に健康相談ので きるかかりつけ医、歯科、 薬局について相談
*以降は「A 入院前にケアマネージャーが決まっている場合」と同じ手順				

5ページ（別添 退院調整が必要な患者の目安） 記載省略
6ページ以降 省略

B 入院前にケアマネージャー（居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター）が決まっていない場合

時系列	病院・有床診療所の役割	ケアマネージャー等の役 割	かかりつけ薬局・ 歯科の役割	本人・家族の役割
入院時 （検査入 院、短期 入院は除 く）	・概ね3日以内に、患者・ 家族への聞き取りや介護 保険証等により、ケアマネ の有無を確認。不明の場合 は家族に市町村（保険者） に確認するよう依頼		・在宅時の服薬等の情報提 供 ・入院先の歯科口腔外科に 引継	・キーパーソン（主に本人に 関わってくれる家族）を決定
入院 ↓ 退院 見込	・退院調整が必要な患者 の目安 <u>（別添）に該当するか確認</u> ・患者・家族に介護保険制 度について説明 ・保険者と相談し、本人・家 族によるケアマネの選定と 要介護認定申請を支援 ・患者・家族の了解を得 て、 <u>下記に電話連絡</u> （別添） <u>アに該当→居宅介護支援 事業所へ</u> <u>イに該当→地域包括支援 センターへ</u> ・理学療法士等が家屋調査 実施	・病院を訪問し、患者・家 族と面接 ・病院担当者と連携し、介 護保険制度の説明及び要 介護認定申請の支援 ・医療依存度の高い患者の 場合は訪問看護等の医療 系サービスの利用を検討 ・家屋調査に同行	・訪問歯科診療	・退院後の生活意向を家族 内で意思統一 ・担当ケアマネ決定 ・要介護認定申請 ・かかりつけ薬局決定
*以降は「A 入院前にケアマネージャーが決まっている場合」と同じ手順				

5ページ（別添 退院調整が必要な患者の目安） 記載省略
6ページ以降 省略